

境港市地域福祉計画

【素案】

第4期（令和 5 ～ 9 年度）

～ 助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち ～

令和5年3月 策定

鳥取県境港市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. 計画策定の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 1. 人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3. 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4. 子どもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 6. これまでの地域福祉の取り組み状況・・・・・・ 18

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 地域福祉の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 3. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第4章 地域福祉計画

- 1. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

【基本目標1】 地域での「つながり」を大切にするまちづくり・・ 38

- ①「顔の見える地域づくり」の推進
- ②誰も地域で孤立させない体制の推進
- ③「地域福祉活動」の推進

【基本目標2】 地域福祉をつくる人づくり・・・・・・・・・・ 39

- ①「福祉意識」の醸成
- ②福祉を担う人材の育成

【基本目標3】 誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり・・・41

- ① 「情報提供」の充実
- ② 健康づくりの推進
- ③ 「安心・安全なまちづくり」の推進
- ④ 「権利擁護・成年後見制度」の推進
〈境港市成年後見制度利用促進基本計画〉
- ⑤ 「再犯防止」の推進 〈境港市再犯防止推進計画〉

第5章 計画を推進していくために

- 1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 2. 地域福祉活動計画との連携・協働・・・・・・・・・・47

(参考)

- 境港市地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・48
- 境港市地域福祉計画（第4期）策定・評価委員会委員名簿・・・49

資料編

- 境港市地域福祉計画策定のための市民アンケート結果・・・・・・・・
- 福祉ワークショップ意見まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

私たちが暮らしている地域では、少子高齢化や核家族化が進行し、人々の価値観、ライフスタイルの多様化により、地域における人々との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。

社会情勢が大きく変化する中で、ここ数年の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行によって、さまざまな活動や交流が制限され、地域福祉の活動に大きな影響をおよぼしています。人と人とのつながりや支えあいの大切さが改めて認識されているところです。

高齢者の介護をする人の負担や障がいのある人の将来の不安など、地域には様々な課題が存在します。私たちを取り巻くこれらの課題は、まずは個人や家族で解決し（自助）、個人や家族で解決できない課題は地域で解決し（共助・互助）、地域で解決できない課題は行政が解決する（公助）という仕組みを地域で作り上げていくことが必要とされています。

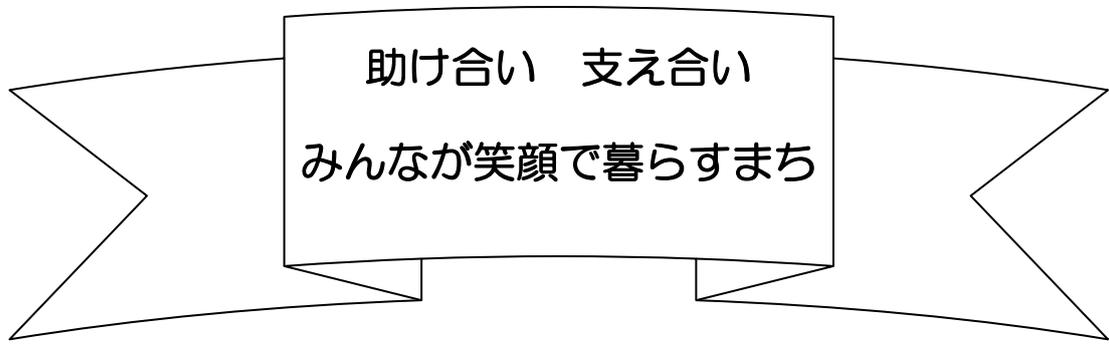
日常の生活の中で、手助けを必要とする人に、きめ細かい支援をしていくためには、行政などの公的機関や、地域住民、地域福祉団体、ボランティア、事業所などがそれぞれの特性を活かし、地域でともに暮らす人たちがお互いに“助け合い”、“支え合い”、協力するこの「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に、よりよい仕組みを作り上げていくことが必要であり、この仕組みこそが「地域福祉」といえます。

境港市では、市の総合計画である「境港市まちづくり総合プラン」のもとに、地域福祉に関する事項を具体化する「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい児者プラン」といった関連の福祉計画を策定し、その目標達成に向けて取り組んでまいりました。

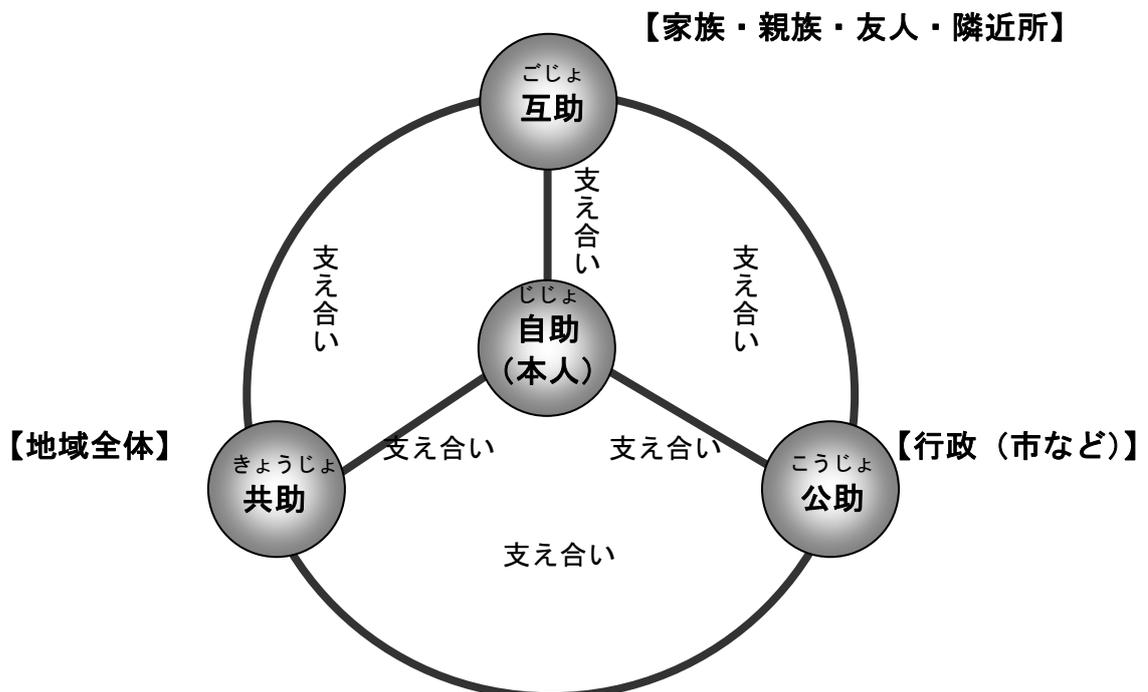
しかしながら、地域生活を取り巻く状況の変化とともに、従来の個別計画での対応だけでは十分ではなく、各分野を総合した福祉のありかたが必要となったため、生活課題全般を対象とした支え合いの仕組みづくりを構築するために、平成16年度に第1期「境港市地域福祉計画」を、平成24年度に第2期「境港市地域福祉計画」を、平成29年度に第3期「境港市地域福祉計画」を策定しました。

第3期「境港市地域福祉計画」を策定後も、新たな仕組みづくりが求められ、さまざまな福祉施策の見直しが進められているところです。

このたび、これら地域福祉を取り巻く現状を踏まえながら、「自助」、「共助・互助」、「公助」を基に引き続き“助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち”を目指し、第4期「境港市地域福祉計画」を策定しました。



【地域福祉の仕組み】

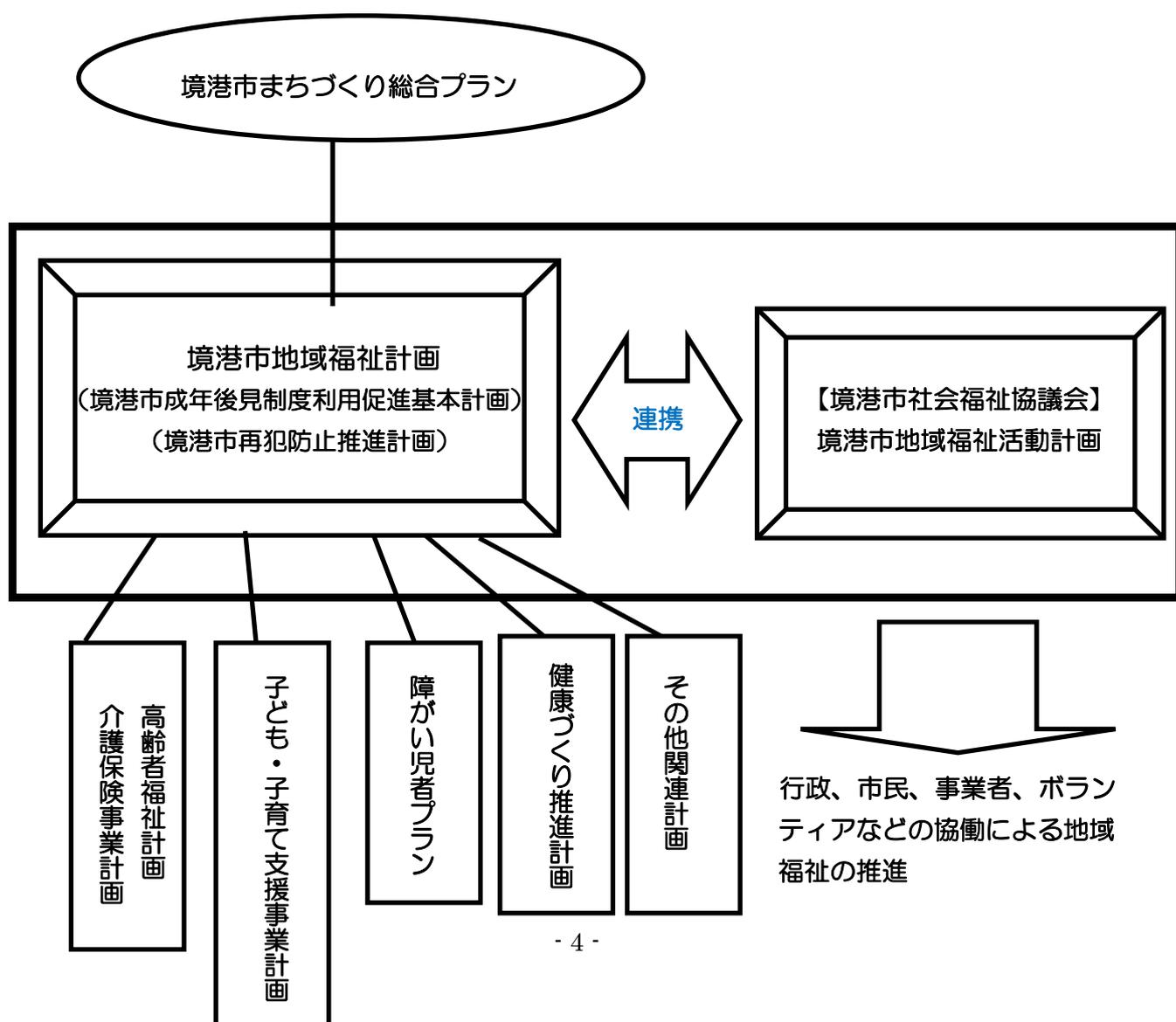


2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるとともに、「境港市まちづくり総合プラン」（第10次境港市総合計画）を上位計画として、この中の福祉の充実に向けた施策について具現化を図るための指針となるものです。

また、個別計画である高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい児者プランとの中間に位置し、地域福祉を推進する上での共通理念を定めるとともに、「地域」の視点に立った総合的な取り組みを推進するための計画です。

あわせて、この計画は、市民が支え合い、共に生きる地域社会（地域共生社会）を実現するために、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



《社会福祉法（抄）》

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

《成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）》

第1条（目的）

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《再犯の防止等の推進に関する法律（抄）》

第1条（目的）

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3. 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
なお、社会状況などの変化に対応するため必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画策定の取り組み

第4期境港市地域福祉計画の策定に際しては、市民アンケートの実施および市と境港市社会福祉協議会が連携しての各地区で福祉ワークショップを開催しました。

福祉ワークショップにおいては、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の目的や理念の説明を行った上で、地域福祉計画に関する地域の意見を求めました。

○市民アンケート

境港市内在住の満18歳から85歳以下の方への地域福祉に関するアンケート調査

実施時期 令和4年9月30日～10月31日

対象人数 無作為抽出による700名

○福祉ワークショップ

令和4年10月25日(火)	中浜地区
令和4年11月7日(月)	境地区
令和4年11月8日(火)	外江地区
令和4年11月9日(水)	上道地区
令和4年11月14日(月)	渡地区
令和4年11月20日(日)	誠道地区
令和4年11月22日(火)	余子地区

○パブリックコメント

実施期間 令和5年2月10日～3月10日

実施場所 各公民館

市役所(福祉課)

市ホームページ

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口と世帯の状況

(1) 人口・世帯数の推移

○人口の推移（該当年の10月1日現在）

年次	世帯数	人口（人）			1世帯あたり 人数
		男（人）	女（人）		
昭和35年	7,683	32,714	15,537	17,177	4.3
昭和40年	8,445	32,846	15,768	17,078	3.9
昭和45年	9,440	34,145	16,342	17,803	3.6
昭和50年	10,149	35,819	17,121	18,698	3.5
昭和55年	10,753	37,278	17,889	19,389	3.5
昭和60年	10,978	37,351	17,873	19,478	3.4
平成2年	11,308	37,282	17,880	19,402	3.3
平成7年	11,995	37,365	18,034	19,331	3.1
平成12年	12,505	36,843	17,756	19,087	2.9
平成17年	12,798	36,459	17,535	18,924	2.8
平成22年	12,870	35,259	16,906	18,353	2.7
平成27年	13,094	34,174	16,294	17,880	2.6
令和2年	13,130	32,760	15,779	16,981	2.5

（資料：国勢調査）

(2) 年齢区分別人口の推移

○年齢3区分別人口（該当年度3月31日現在）

	年齢3区分別人口（人）			年齢3区分別人口割合（％）		
	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上
平成29年度	4,114	19,313	10,799	12.0	56.4	31.6
平成30年度	4,042	19,045	10,832	11.9	56.1	31.9
令和元年度	4,005	18,895	10,830	11.9	56.0	32.1
令和2年度	3,927	18,631	10,875	11.7	55.7	32.5
令和3年度	3,846	18,297	10,868	11.7	55.4	32.9

（資料：住民基本台帳）

2. 高齢者の状況

(1) 高齢者の年齢区分割合の推移（該当年度3月31日現在）

○介護保険第1号被保険者数

(単位：人)

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
65歳以上 75歳未満	5,233	5,162	5,102	5,120	5,026
75歳以上	5,560	5,656	5,723	5,751	5,842
合 計	10,793	10,818	10,825	10,871	10,868

(資料：長寿社会課)

(2) 高齢者のいる世帯の状況（該当年度4月1日現在）

	65歳以上の 独居(人)	全員が80歳以上の世 帯数(独居除く)(人)
平成29年度	1,521	220
平成30年度	1,549	226
令和元年度	1,627	231
令和2年度	1,601	232
令和3年度	1,590	222
令和4年度	1,682	239

(資料：長寿社会課・高齢者実態調査)

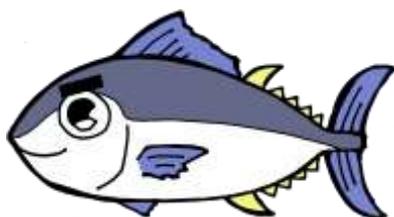
(3) 要介護認定者の状況（令和4年3月31日現在）

○要介護認定者数

（単位：人）

区 分	要支援		要 介 護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者 （65歳以上）	415	339	419	325	278	247	196	2,219
第2号被保険者 （40～64歳）	3	13	3	8	2	6	3	38
合 計	418	352	422	333	280	253	199	2,257

（資料：長寿社会課）



3. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況（該当年度3月31日現在）

○身体障害者手帳所持者 等級・障がい区分別推移

(単位：人)

	等級区分						障がい区分					計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語	肢体 不自由	内部	
平成29年度	503	209	227	323	68	73	71	97	19	751	465	1,403
平成30年度	478	207	230	319	73	74	72	98	20	744	447	1,381
令和元年度	465	203	230	326	73	71	77	99	23	714	455	1,368
令和2年度	463	198	223	314	73	65	72	97	23	690	454	1,336
令和3年度	442	194	236	313	70	67	77	105	24	670	446	1,322

(資料：福祉課)

(2) 知的障がいのある人の状況（該当年度3月31日現在）

○療育手帳所持者 等級別推移

(単位：人)

	A (重度)	B (中軽度)	計
平成29年度	121	225	346
平成30年度	117	226	343
令和元年度	117	236	353
令和2年度	121	241	362
令和3年度	124	249	373

(資料：福祉課)

(3) 精神障がいのある人の状況（該当年度3月31日現在）

○精神障害者保健福祉手帳所持者 等級別推移

（単位：人）

	1級	2級	3級	計
平成29年度	35	226	38	299
平成30年度	33	232	44	309
令和元年度	33	250	53	336
令和2年度	33	257	57	347
令和3年度	27	249	43	319

（資料：健康推進課）

○精神障害者通院公費医療 実利用者数

（単位：人）

	自立支援医療
平成29年度	716
平成30年度	752
令和元年度	782
令和2年度	831
令和3年度	764

（資料：健康推進課）

4. 子どもの状況

(1) 出生から就学前までの子どもの状況

○合計特殊出生率（境港市）の推移

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
合計特殊出生率	1.60	1.54	1.56	1.30

（資料：鳥取県人口動態調査）

※合計特殊出生率＝一人の女性が生涯、何人の子どもを出産されるかを推計した値

○就学前児童数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
未就学児数	1,578	1,537	1,499	1,433	1,374

（資料：子育て支援課）

○保育施設の状況（令和4年4月1日現在）

区分	施設数	認可定員（人）	入所人員（人）	入所率（％）
公立	3	350	270	77
私立 （認定こども園含む）	10	807	688	85
合計	13	1,157	958	83

（資料：子育て支援課）

○幼稚園の状況（令和4年5月1日現在）

区分	施設数	定員（人）	園児数（人）	定員充足率（％）
公立	0	—	—	—
私立 （認定こども園含む）	2	190	109	57
合計	2	190	109	57

（資料：子育て支援課）

(2) 小中学校の児童の状況

○小中学校の状況（令和4年5月1日現在）

区分	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童・生徒 数(人)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	グラウンド 面積(㎡)
小学校	6	88	1,636	22,846	4,680	66,039
中学校	3	33	789	15,339	3,085	43,225
合計	9	121	2,425	38,185	7,765	109,264

(資料：教育総務課)

※小学校（学級数のうち 18 学級 - 特別支援学級）

※中学校（学級数のうち 6 学級 - 特別支援学級）

5. その他

(1) がん検診受診率（該当年度3月31日現在）

（単位：％）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
胃	27.0 (27.2)	27.6 (27.3)	27.8 (28.2)	24.6 (28.0)	26.5
大腸	29.6 (30.3)	29.2 (30.1)	29.9 (31.1)	26.8 (30.4)	28.3
肺	26.8 (29.0)	26.6 (29.1)	27.5 (30.1)	24.5 (29.2)	27.3
乳	18.3 (16.7)	15.2 (17.3)	20.6 (17.7)	14.9 (16.9)	18.6
子宮	24.3 (24.7)	25.2 (25.0)	25.7 (25.5)	23.8 (24.6)	24.8

※かっこ内は鳥取県平均受診率

〈資料：健康推進課〉

(2) ファミリーサポートセンター利用件数

（単位：件）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
683	610	1,232	850	1,501

（資料：子育て支援課）

(3) 消費生活相談室相談件数

（単位：件）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
188	190	145	149	139

（資料：水産商工課）